新	旧
序文	【新規追加】
お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいま	
す。)とポイントサービスにかかる取引を行う場合は、この	
規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほ	
か、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するも	
<u>のとします。</u>	
第2条(ポイントの付与)	第2条(ポイントの付与)
当社は、当社所定の取引について、 <u>当社 WEB サイトで公</u>	当社は、当社所定の取引について、 <u>当社</u> 所定の条件によ
表する所定の条件により、当社が指定する日(以下「ポイ	り、 <u>当社の任意で</u> お客さまにポイントを付与できるものとし
ント付与日」といいます)にお客さまにポイントを付与できる	ます。(中略)当社は、個人のお客さまに限り、当社商品、
ものとします。(中略)【以下削除】	サービスのご利用状況に応じてボーナスポイントを付与で
	きるものとします。
第3条(ポイントに係る情報提供)	第3条(ポイントに係る情報提供)
当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお	当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお
客さまのポイントに係る当社所定の情報を提供します。(以	客さまのポイントに係る情報を <u>当社所定の範囲において</u> 提
下略)	供します。(以下略)
第4条(ポイントの利用)	第4条(ポイントの利用)
1. お客さまは、当社所定の手続きにより、次条に定める有	1. お客さまは、当社所定の手続きにより、次条に定める有
効期限到来前のポイントを、当社所定の交換比率および	効期限到来前のポイントを、当社所定の交換比率および
交換条件で、現金又は当社指定の他社が提供するポイン	交換条件で、現金または当社所定の提携先のポイント(以
トサービスのポイント(以下「現金等」といいます)と交換す	<u>下、「提携ポイント」といいます)</u> 交換することができます。
ることができます。(以下略)	(以下略)
2. ポイントと現金等の交換比率その他の交換条件は、(以	2. ポイントと現金および提携ポイントの交換比率その他の
下略)	交換条件は、(以下略)
第6条(ポイントの失効等)	第6条(ポイントの失効等)
当社は、以下の各号に該当する場合、ポイントの付与およ	当社は、以下の各 <u>項</u> に該当する場合、ポイントの付与およ
び利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失	び利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失
効させることができます。これにより生じた損害について、	効させることができます。これにより生じた損害について、
当社は、一切の責任を負わないものとします。(中略)	当社は、一切の責任を負わないものとします。(中略)
(4)お客さまが、当社に開設された <u>代表口座</u> 円普通預金	(4)お客さまが、当社に開設された円普通預金口座を解
口座を解約した場合	約した場合
(5)お客さまが、本規約のほか各取引規定に違反した場	(5)お客さまが、本規約のほか <u>別途当社が定める各種</u> 取
合	引規定に違反した場合
第7条(ポイントの補てん)	第7条(ポイントの補てん)
当社は、第三者による不正利用等により、お客さまのポイ	当社は、第三者による、不正利用等によりお客さまのポイ
ントが使用された場合、当社の判断により当該ポイントの	ントが使用された場合で、次の各号のいずれにも該当する
全部または一部を補てんすることがあります。	ときは、当社の判断により、当該ポイントの全部または一部
	を補てんすることがあります。

(1) お客さまがユーザーネーム、各種パスワード等の詐 【以下削除】 取・盗取に気づいてから速やかに当社へ通知 が行われ ていること。 (2) 当社の調査に対し、お客様より十分な説明がを行われ てっていること、 (3) お客さまが当社に対し、警察署に被害事実等の事情 説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測 される事実を確認できるものを示していること。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補てんの 対象外とします。 1. お客さまご本人に対して交換された現金等の交付が 行われた場合(交換された現金の振込先がお客さま名義 の口座であった場合および交換されたポイントがお客さま の名義に付与された場合を含みます) 2. 同居もしくは生計を一にする配偶者、または二親等 内の親族(以下「家族等」と言います)に対して交換された 現金等の交付が行われた場合(交換された現金の振込先 がお客さまの家族等の名義の口座であった場合および交 換されたポイントがお客さまの家族等の名義に付与された 場合を含みます) 【削除】 第8条(禁止事項) お客さまは、ポイントおよびポイント利用に係る権利を第三 者に貸与、譲渡し、または担保の用に供してはならないも のとします。 【削除】 第9条(公租公課) ポイントの付与、利用にともない発生する公租公課は、お 客さまが負担するものとします。また、公租公課に関する 申告および納付は、お客さまの責任において行うものと し、当社は一切責任を負いません。 第10条(規定の準用) 第 12 条(規定の準用) 本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほ この規定に定めのない事項については、当社の定める他 か、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところ の規定などにより取扱います。 によるものとします。当社の他の規定、規則などは当社W EBサイトへの掲示により告知します。 第13条(規定の変更) 第11条(規定の変更) 当社は、この規定の内容を変更することがあります。その 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力 場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上 発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容およ に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容 び効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほ か、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上 により取り扱うものとします。

規定の変更により、利用者に損害が生じた場合について、

当社は一切の責任を負わないものとします。

で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契
約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当
性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである
<u>とき。</u>